

# 令和7年度袖ヶ浦市集団指導 (居宅介護支援・介護予防支援)

令和8年2月13日  
介護保険課

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 目次

① 令和6年度報酬改定のまとめ

② 運営指導での指摘事項等

③ 書類の届出関係

④ その他・お知らせ

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 目次

① 令和6年度報酬改定のまとめ

② 運営指導での指摘事項等

③ 書類の届出関係

④ その他・お知らせ



みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 業務継続計画（BCP）未策定減算

令和7年4月1日から、訪問系サービス、居宅介護支援と介護予防支援で「業務継続計画（BCP）未策定減算」、短期入所系サービスと多機能系サービスで「身体拘束廃止未実施減算」の適用が始まりました。減算とならないためには、必要な措置が講じられていない場合は減算となるため、適切に実施ができているかを今一度ご確認ください。

## 【業務継続計画の策定の有無】

- ・居宅介護支援
- ・介護予防支援

→未実施の場合は所定単位数の100分の1減算

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



## 重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表

令和7年4月より事業所の重要事項等を法人のホームページまたは情報公表システムに掲載・公表することが義務化されました。

利用希望者が知りたい地域のサービス事業所をネット上で自由に検索でき、介護サービス事業所ごとの基礎データや特色を比較検討しニーズに合った事業所選びができるようにすることが目的となっております。

新規で指定を受ける場合は情報公表センターから、事業所あてに「ID・パスワード」を記載した登録依頼文が到達いたしますので、その案内に沿って公表をお願いいたします。既に公表している事業所につきましても変更等に合わせて更新をするようお願いいたします。



# 重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表

## 【対象事業所】

公表の必要がある介護サービスは、全26種類54サービスです。

※前1年間における介護報酬金額が100万円を超える事業者

## 【提出すべき事項】

### ・基本情報：事業所に関する基本的な事項

名称、所在地、従業者の状況、利用料金、営業時間など

### ・運営情報：具体的なサービス提供に関する事項

利用者の権利擁護、サービスの質の確保への取組、相談・苦情等への対応など

## 【掲載期限】

令和7年度4月1日から実施義務化

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



## 【補足】重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表

事業所を休止・廃止する場合は、情報公表センターあてに届出が必要です。

詳細については、千葉県HPをご参照下さい。

千葉県HP「介護サービス情報の公表について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shien/johokohyo/top-page.html>



# 介護サービス事業者経営情報データベースシステム

令和6年度改正により、介護サービス事業所経営情報を、所管する都道府県知事に報告することが義務化されました。

提出をしない又は虚偽の報告を行った場合は、期間を定めて報告もしくは内容を是正することを命ずることとなっています。

万が一、その命令にも従わない場合は指定取消しや業務停止の処分ができることとなっているため、令和6年度以降は毎年度必ず報告するようお願いいたします。



# 介護サービス事業者経営情報データベースシステム

## 【対象事業所】

原則、全ての介護サービス事業者が報告の対象となります。

※ただし、介護報酬が年間100万円以下の事業者や、災害等報告ができない正当な理由がある場合は報告の対象外です。

## 【提出すべき事項】

- ①事業所の名称、所在地その他の基本情報
- ②事業所の収益及び費用の内容
- ③事業所の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- ④財務諸表（貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書）
- ⑤その他必要な事項

## 【報告時期】

会計年度終了後3カ月以内

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 介護サービス事業者経営情報データベースシステム

## 【参考資料】

・千葉県HP「介護サービス事業者経営情報の報告」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/kaigokeiei.html>

・介護保険最新情報Vol.1297「第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査および分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001283875.pdf>

・介護保険最新情報Vol.1305「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A」の発出について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001291727.pdf>

・介護保険最新情報Vol.1330「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するシステムに係る運用マニュアル等の発出について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001341935.pdf>

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 目次

① 令和6年度報酬改定のまとめ

② 運営指導での指摘事項等

③ 書類の届出関係

④ その他・お知らせ



みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 運営指導とは

## 運営指導

|      |                                                                                                         |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施頻度 | 指定有効期間内(6年間)に1回以上                                                                                       |
| 目的   | サービスの質の確保・保険給付の適正化を図る※違反を発見するためではない                                                                     |
| 根拠法令 | 介護保険法第23条                                                                                               |
| 確認内容 | ① 介護サービスの実施状況指導⇒ 個別サービスの質に関するもの<br>② 最低基準等運営体制指導⇒ 基準等に規定する運営体制に関するもの<br>③ 報酬請求指導⇒ 加算等の介護報酬請求の適正実施に関するもの |

### 監査への変更

以下に該当する状況を確認した場合は、監査へ変更します

- ① 人員、施設設備、運営基準に従っていない状況が著しいと認められる又はその疑いがある
- ② 介護報酬請求について不正又はその疑いがある
- ③ 不正の手段による指定又はその疑いがある
- ④ 高齢者虐待により危害を及ぼしている(人格尊重義務違反)又はその疑いがある

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 運営指導の流れ

## 運営指導実施まで



## 運営指導実施後



みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 監査とは

## 監査

|              |                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的           | 人員基準違反、運営基準違反、不正請求、不正の手段による指定、高齢者虐待、もしくはこれらの疑いがある場合に、対象の介護保険施設等に対して、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うことにより、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置をとること                 |
| 根拠法令         | 介護保険法第76条他（各サービス種別により条項が異なる）                                                                                                                                                                                    |
| 監査の契機となる主な事象 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 人員、施設設備、運営基準に従っていない状況が著しいと認められる又はその疑いがある場合</li><li>・ 介護報酬請求について不正又はその疑いがある場合</li><li>・ 不正の手段による指定又はその疑いがある場合</li><li>・ 高齢者虐待により危害を及ぼしている（人格尊重義務違反）又はその疑いがある場合</li></ul> |

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 【参考】全国での行政処分の事例

| サービス種別等       | 処分内容                                                                                                                                                                                    |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居宅介護支援        | <b>指定の全部効力停止</b> 【返還請求額】約130万円<br>介護保険法に基づく監査により発覚<br>指定の全部効力を1年間停止<br>【処分理由】<br>一連のケアプラン作成手続きが適切に行われていない・虚偽答弁など                                                                        |
| 居宅介護支援        | <b>指定の取消し</b> 【返還請求額】約1,400万円<br>介護保険法に基づく監査により発覚 指定の一部効力を3か月停止（新規利用者受入停止）<br>【処分理由】<br>運営基準違反に該当しているが、運営基準減算を適用せず2年以上にわたって不正に報酬を請求していた。                                                |
| 地域密着型<br>通所介護 | <b>指定の取消し</b> 【返還請求額】約500万円<br>【処分理由】<br>人員基準違反、不正請求、報告・書類提出の拒否、虚偽答弁<br>配置義務のある機能訓練指導員の配置を行わず、それに伴う不正請求、そして事実発覚時に一部書類提出をしなかった。<br>介護職員処遇改善加算について、加算分の賃金改善を行っている旨の答弁をしたが、支払い書類が確認できなかった。 |

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



## 運営規程・契約書・重要事項説明書の誤字脱字や記載内容の誤り

上記の書類については運営指導時の事前提出資料として提出をいただいております。

運営規程は必要事項がしっかりと記載されているか、他の書類との齟齬がないかを中心に確認を行っています。

契約書・重要事項説明書は利用者とトラブルが起こらないよう誤解を与えうる表現がないかや内容が運営規程に沿っているかなどの確認を行っています。

報酬改定で料金等が変更になっているにも関わらず、修正がなされていないケースが散見されましたので、今一度ご確認いただくようお願いいたします。

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



## 運営規程・契約書・重要事項説明書の誤字脱字や記載内容の誤り

### 【運営規程のチェック項目】

- 事業の目的・運営の方針
- 従業者の職種・員数・職務の内容
- 営業日・営業時間
- 居宅介護支援の提供方法・内容・利用料その他の費用の額
- 通常の事業の実施地域
- 虐待防止のための措置
- その他運営に関する重要事項



## 運営規程・契約書・重要事項説明書の誤字脱字や記載内容の誤り

### 【重要事項説明書のチェック項目】

- ☐ 同意の日がサービス開始日より前になっているか
- ☐ 運営規程に記載された内容に沿っているか
- ☐ 運営規程に記載された「従業員の員数」と合致しているか
- ☐ 苦情の担当窓口は、「事業所の苦情担当者」「役所の苦情担当窓口」「国保連の苦情担当窓口」の3か所が記載されているか
- ☐ 重要事項説明書は、事業所の見やすい場所に掲示、またはファイルに綴じて設置などされているか（HP等で掲載されているか）



## 運営規程・契約書・重要事項説明書の誤字脱字や記載内容の誤り

### 【契約書のチェック項目】

- 利用者との契約書はとりかわしているか
- 契約書は不適切な内容、利用者に不利な内容になっていないか
- 運営規程や重要事項説明書の記載と矛盾はないか

書類ごとに書いてあることが違うと利用者さんも混乱してしまいます！  
適切な内容になっているか  
適宜確認しましょう！



みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 業務継続計画（BCP）の策定・見直しについて

令和6年度報酬改定より義務化された業務継続計画の策定についてですが、今年度実施した運営指導において参考となる取り組み・運用を行っている事例がいくつかございましたのでご紹介させていただければと思います。

定期的な見直しが必要であることから、見直し時は今一度厚労省のガイドライン等をご参照ください。

【厚生労働省HP「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 業務継続計画（BCP）の策定・見直しについて

## ①備蓄品の記録及び災害発生時の消費想定

厚生労働省のひな型にも備蓄品リストがあり、多くの事業所が備蓄物の管理を行っていただいていることが確認できました。実際の災害の規模によって、必要な備蓄品も変わってくると思います。そのため、備蓄品の消費想定等は大変難しいところではあると思いますが、今後の訓練にて発電機の燃料消費量や利用者の食料品消費量などの把握にも努めていただくようお願いいたします。

## ②入所者・利用者情報の整理

災害が発生した場合、避難先の施設や事業所に利用者を預ける可能性があり、必ずしも担当の職員も同行できるとは限りません。入所者・利用者の情報がなければ受入先の施設・事業所でもケアの提供に支障をきたす恐れがあります。

市内の施設・事業所でも利用者が避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、利用者情報を記載した「利用者カード」を作成している事例がございましたので、ぜひ取り入れていただきますようお願いいたします。

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 研修、委員会の開催について

運営指導をしていると、  
研修・委員会の記録がない場合や記録が他の研修・委員会などと  
混ざってしまっている場合があります。

業務多忙な中記録の作成・整理をするのは  
骨が折れる作業だと思います・・・  
が、事業所内での周知や情報共有、  
運営指導時の確認のしやすさ等の観点から  
日々適切に記録を管理いただくことをお願いします。



みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 記録の管理について

また、苦情や事故対応、身体拘束についても記録が義務付けられています。  
現時点で事例がなかったとしても、  
適切に管理できるよう記録用の様式を用意しておきましょう。  
事業所内ですぐに共有できる体制を  
整えておいていただくことが重要です。

基本的に記録の保存年限は**5年**です

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 目次

① 令和6年度報酬改定のまとめ

② 運営指導での指摘事項等

③ 書類の届出関係

④ その他・お知らせ



みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦

# 書類の届出について

## 各種届出の〆切

- ☐ 指定更新……………指定有効期間満了日の1か月前  
(2か月前までには市役所からお知らせします)
- ☐ 変更届出……………変更が生じた日から10日以内
- ☐ 休止・廃止届出…休止・廃止予定日の1か月前
- ☐ 加算届出……………月の15日までに届出の場合届出の翌月から算定  
月の16日以後に届出の場合、届出の翌々月から算定

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 書類の届出について

様式の掲載場所

【指定・変更届出関係】

『地域密着型サービス事業所等の指定等について』

<https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/kaigohoken/tiikimiccyakugata-sa-bisuzigyousyonositei.html>

【体制加算届出関係】

『地域密着型サービス事業所等の体制加算の届出等について』

<https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/kaigohoken/kasan.html>

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 書類の届出について

## 提出方法

郵送、窓口、メール、電子申請届出システムのいずれか

令和6年9月より電子申請届出システムの運用を開始しております。  
電子で申請ができるので、事務負担軽減につながります。  
ぜひご活用ください！



袖ヶ浦市HP『電子申請届出システムについて』

<https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/koreisha/denshisinnsei.html>

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 特定事業所集中減算について

居宅介護支援事業所は、毎年2回、下記の判定期間において作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護サービス等を位置づけた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、紹介率最高法人の名称等を記載した「特定事業所集中減算算定表」を作成することとなっています。

|    | 判定期間       | 提出期限      | 減算適用期間       |
|----|------------|-----------|--------------|
| 前期 | 3月1日から8月末日 | 9月15日（必着） | 10月1日から3月31日 |
| 後期 | 9月1日から2月末日 | 3月15日（必着） | 4月1日から9月30日  |

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 特定事業所集中減算について

算定の結果いずれかのサービスについて、  
紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合は、  
「特定事業所集中減算算定表」等を市に提出する必要があります。

なお、この場合において「正当な理由」がないときに  
減算適用期間における居宅介護支援費のすべてについて、  
1月につき200単位を所定単位数から減算して請求することとなります。



# 特定事業所集中減算について

該当がある場合の提出書類

- ・特定事業所集中減算算定表
- ・特定事業所集中減算算定表作成上の注意
- ・特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の判断基準
- ・添付書類(別添1～5)

詳細はこちら

袖ヶ浦市HP

『居宅介護支援事業所向け』特定事業所集中減算算定表等の提出について』

<https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/kaigohoken/tokuteisyutyugennsann.html>

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 目次

① 令和6年度報酬改定のまとめ

② 運営指導での指摘事項等

③ 書類の届出関係

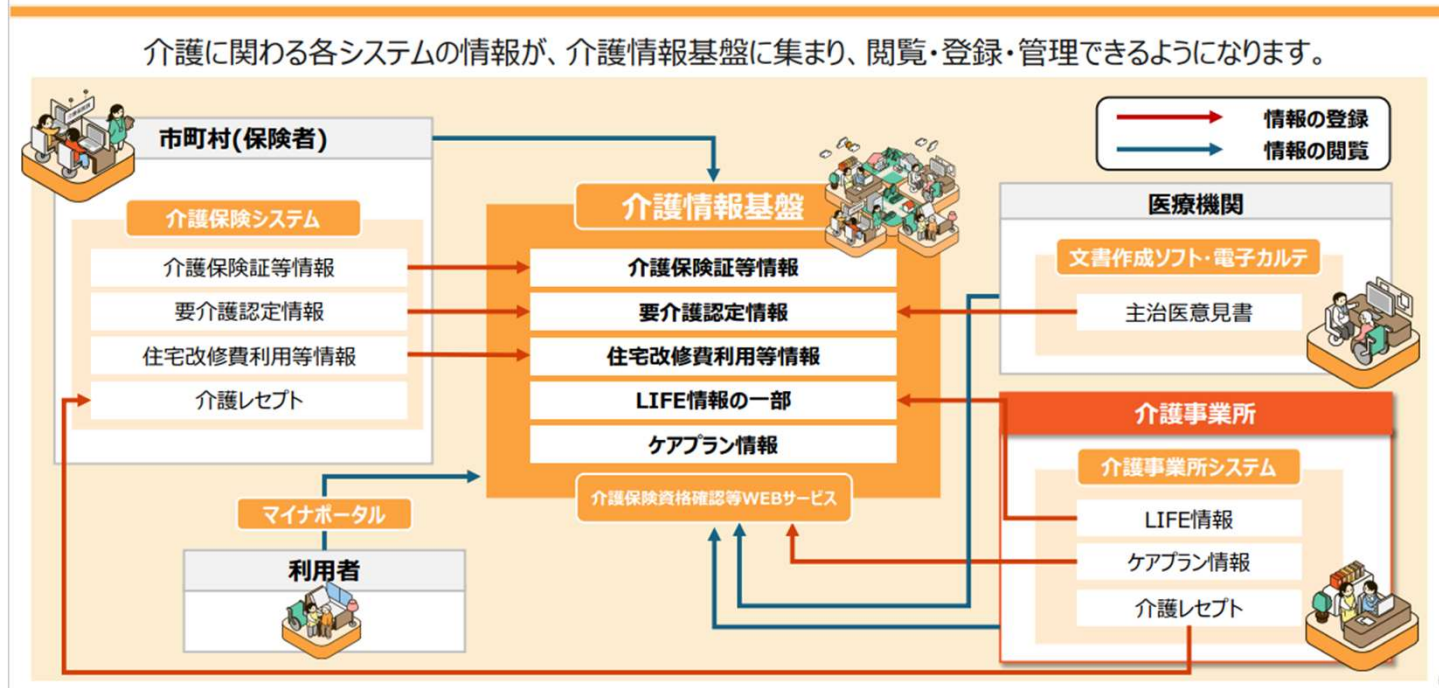
④ その他・お知らせ

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 介護情報基盤ポータルについて

## 1. 介護情報基盤とは 全体の概念図



みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 介護情報基盤ポータルについて

2. 介護事業所のみなさまが実現できること

## 大きな3つの価値

介護情報基盤の導入で介護事業所が実現できる価値を3点にまとめました。

### ①いつでも情報を確認



介護事業所職員やケアマネジャーが、要介護認定に必要な情報や、ケアプラン作成に必要な情報などをタイムリーに確認できます。

### ②やりとりの負担を軽減



給付に必要な情報をデジタル上で確認できるため、利用者・家族に情報を探していただく依頼をしたり、市町村へ問い合わせいただいたりする負担が減ることが期待できます。

### ③質の高いケア



介護に関する情報収集が効率化されることで、本来的な業務に集中できるようになり、介護を受ける人にさらに寄り添ったサービスを提供できます。

8

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 介護情報基盤ポータルについて

介護保険資格確認等WEBサービス(オンライン資格確認)に使用するカードリーダー等の購入費用に助成金がございます。

**申請期間: 令和7年10月17日から令和8年3月13日まで**

## 介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援(概要)

### 介護事業所・医療機関(介護サービス提供医療機関)向け支援

(注) 消費税分(10%)も助成対象であり、下記の助成限度額は、消費税分を含む費用額となります。

#### 1. 助成対象経費

- ①カードリーダーの購入経費 ②介護情報基盤との接続サポート等経費(※)

※ 介護事業所等が介護保険資格確認等WEBサービスを利用する際に必要となるクライアント証明書の搭載等の端末設定について、技術的支援を受ける場合に要する経費。(なお、介護WEBサービスで主治医意見書を作成・送信する介護事業所や医療機関は、介護WEBサービスの利用に必要な端末設定のみで主治医意見書の電子的送信が可能となる。)

#### 2. 助成限度額等

| 1. 対象(介護サービス種別) | 2. カードリーダーの助成限度台数 | 3. 助成限度額(①②を合算した限度額) |
|-----------------|-------------------|----------------------|
| 訪問・通所・短期滞在系     | 3台まで              | 助成限度額は6.4万円まで        |
| 居住・入所系          | 2台まで              | 助成限度額は5.5万円まで        |
| その他             | 1台まで              | 助成限度額は4.2万円まで        |

※ ①・②について、同一事業所で複数のサービスを提供する場合には、介護サービス種別に応じた助成限度額の合計を助成限度額とすることができます。

### 医療機関(主治医意見書作成医療機関)向け支援

#### 1. 助成対象経費

主治医意見書の電子的送信機能の追加経費(※)

※ 保険医療機関において、主治医意見書をオンライン資格確認等システムに接続する回線及び介護情報基盤経由で電子的に送信するために必要となる電子カルテや文書作成ソフト等の改修に係る経費。

#### 2. 助成限度額等

| 1. 対象           | 2. 補助率 | 3. 助成限度額       |
|-----------------|--------|----------------|
| 200床以上の病院       | 1/2    | 助成限度額は55万円まで   |
| 199床以下の病院または診療所 | 3/4    | 助成限度額は39.8万円まで |

#### 申請・補助方法

国民健康保険中央会のポータルサイト経由で申請受付し、国民健康保険中央会経由での補助を実施します。

#### 助成対象(区分)におけるサービス種類コード及び名称比較

助成対象(区分): 訪問・通所・短期滞在系

|                       |                                 |
|-----------------------|---------------------------------|
| 11 訪問介護               | 68 小規模多機能型居宅介護(短期利用型)           |
| 12 訪問入浴介護             | 71 夜間対応型訪問介護                    |
| 13 訪問看護               | 72 認知症対応型通所介護                   |
| 14 訪問リハビリテーション        | 73 小規模多機能型居宅介護                  |
| 15 通所介護               | 76 定期巡回・随時対応型訪問介護看護             |
| 16 通所リハビリテーション        | 77 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)       |
| 21 短期入所生活介護           | 79 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型) |
| 22 短期入所療養介護(介護老人保健施設) |                                 |
| 23 短期入所療養介護(病院等)      |                                 |
| 2A 短期入所療養介護(介護医療院)    |                                 |
| 43 居宅介護支援             |                                 |

助成対象(区分): 居住・入所系

|                            |                        |
|----------------------------|------------------------|
| 27 特定施設入居者生活介護(短期利用型)      | 38 認知症対応型共同生活介護(短期利用型) |
| 28 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) | 51 介護福祉施設サービス          |
| 31 居宅療養管理指導                | 52 介護保健施設サービス          |
| 32 認知症対応型共同生活介護            | 54 地域密着型介護福祉施設入居者生活介護  |
| 33 特定施設入居者生活介護             | 55 介護医療院サービス           |
| 36 地域密着型特定施設入居者生活介護        | 59 特定入所者介護サービス等        |

助成対象(区分): その他

|              |
|--------------|
| 17 福祉用具貸与    |
| 41 特定福祉用具販売  |
| 42 住宅改修      |
| 78 地域密着型通所介護 |
| 81 市町村特別給付   |

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 介護情報基盤ポータルについて

袖ヶ浦市でのシステム利用開始予定

令和8年10月14日より(令和7年12月時点)

※開始日はあくまで予定のため、ポータルサイト内でご確認ください。

システム導入に関するお問合せ等につきましては、介護情報基盤ポータルサイト内にAIチャットボットや連絡先が掲載されておりますので、そちらへご確認ください。

(市では導入に関する具体的な案内が行えません...)

介護情報基盤ポータルサイト

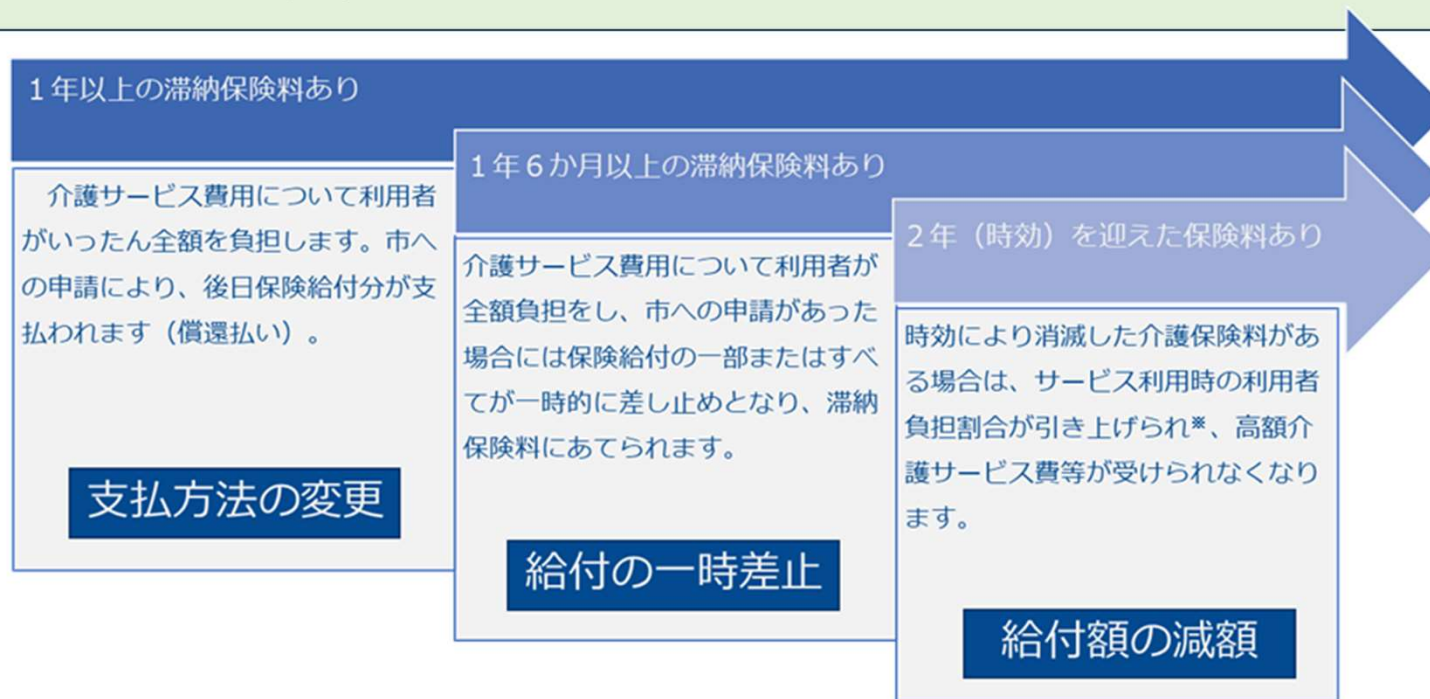
「<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>」

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 給付制限について

介護保険制度には、保険料を滞納している方に対し、給付の制限が設けられています。



みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 給付制限について

## 支払い方法の変更(償還払い化)

納期限から1年～1年半経過した保険料がある場合

- ・サービス利用時に一度利用者が全額負担し、後日市役所へ請求をすることで、保険給付分が返還される

## 給付額減額

保険料を納めていない期間に応じて

- ・利用者負担割合の引き上げ(1・2割→3割、3→4割)
- ・高額介護サービス費・負担限度額等の給付の停止

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 給付制限について

ケアマネさんに  
確認いただきたいポイント！

被保険者証の「給付制限」の欄に

・給付額減額

・支払変更

の記載があるか？

あるとしたら期間内かどうか？

|                                                 |    | 内 容    | 期 間                               |
|-------------------------------------------------|----|--------|-----------------------------------|
| 給 付 制 限                                         |    | 給付額の減額 | 開始年月日 令和7年4月1日<br>終了年月日 令和7年7月31日 |
|                                                 |    | 支払方法変更 | 開始年月日 令和7年4月1日<br>終了年月日           |
|                                                 |    |        | 開始年月日<br>終了年月日                    |
|                                                 |    |        |                                   |
| 居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称 |    |        | 届出年月日                             |
|                                                 |    |        | 届出年月日                             |
|                                                 |    |        | 届出年月日                             |
| 介護保険施設等                                         | 種類 |        |                                   |
|                                                 | 名称 |        | 入所等年月日<br>退所等年月日                  |
|                                                 | 種類 |        |                                   |
|                                                 | 名称 |        | 入所等年月日<br>退所等年月日                  |

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 給付制限について

注意点！

《給付減額の方の負担割合の確認方法》

負担割合証に記載のある負担割合は元の負担割合です。

給付額減額になっている方の負担割合はそこから負担割合が変わります。

| 介護保険負担割合証                     |                                   |
|-------------------------------|-----------------------------------|
| 交付年月日                         |                                   |
| 被保険者番号                        |                                   |
| 住所                            |                                   |
| フリガナ                          |                                   |
| 氏名                            |                                   |
| 生年月日                          |                                   |
| 利用者負担割合                       | 適用期間                              |
|                               | 開始年月日 令和7年8月1日<br>終了年月日 令和8年7月31日 |
|                               | 開始年月日<br>終了年月日                    |
| 保険者番号<br>並びに<br>保険者の名称<br>及び印 | 千葉県袖ヶ浦市<br>袖ヶ浦市印                  |



| 内 容                                             |    | 期 間                               |
|-------------------------------------------------|----|-----------------------------------|
| 給 付 制 限                                         |    | 開始年月日 令和7年4月1日<br>終了年月日 令和8年9月30日 |
|                                                 |    | 開始年月日<br>終了年月日                    |
|                                                 |    | 開始年月日<br>終了年月日                    |
|                                                 |    | 開始年月日<br>終了年月日                    |
| 居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称 |    | 届出年月日                             |
|                                                 |    | 届出年月日                             |
|                                                 |    | 届出年月日                             |
|                                                 |    | 届出年月日                             |
| 介護保険施設等                                         | 種類 |                                   |
|                                                 | 名称 | 入所等年月日<br>退所等年月日                  |
|                                                 | 種類 |                                   |
|                                                 | 名称 | 入所等年月日<br>退所等年月日                  |



令和7年4月1日から  
令和8年9月30日までは

**負担割合3割**

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 地域密着型サービスの区域外指定について

## 地域密着型サービスの区域外指定

地域密着型サービスは、原則市内在住の方へのサービスですが、災害による避難等やむを得ない事情で、他市の方が袖ヶ浦市の地域密着型サービスを利用するケースがあります。

その場合、区域外の指定を行う必要があり、該当市と協議のうえ同意を得た後に該当市が指定を行うことではじめて利用が可能となります。

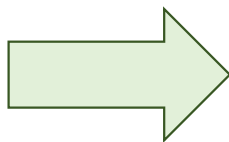
これは袖ヶ浦市の被保険者の方が、例外的に他市の地域密着型サービスを利用する場合も同様です。

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 地域密着型サービスの区域外指定について

- ・他市の地域密着型サービス事業所だが、事情があってサービスを利用したい。
- ・災害や虐待を理由とした避難で、緊急的に他市の地域密着型サービスを利用したい。
- ・要介護認定結果が要支援から要介護に変わってしまったが、認定を受ける前に利用していた第1号通所介護を提供していた事業所の利用を継続したい。



このような相談が利用者等からあった場合は、  
まず市役所 介護保険課 までご相談ください！

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 地域密着型サービスの区域外指定について

## 市外地域密着型サービス事業所の利用に係る申立書

ケアマネ  
記入欄

市外地域密着型サービス事業所の利用に係る申立書

利用希望事業所

利用希望サービス等

|                                                             |                  |
|-------------------------------------------------------------|------------------|
| 所在地（〒 ー ）                                                   |                  |
| 利用予定事業所名                                                    | 介護保険事業所番号        |
| 連絡先 Tel<br>Fax                                              | 受入承諾の有無<br>有 ・ 無 |
| ケアマネジャーによる当該サービス利用の考え方<br>（ケアプランの考え方などを、できるだけ具体的に記入してください。） |                  |
| 担当ケアマネジャーの事業所名及び氏名                                          |                  |
| 連絡先（Tel）                                                    |                  |
| 利用希望事業所の所在する市区町村の内諾の有無（有 ・ 無）                               |                  |

私は、市外事業所を利用するにあたり、当該事業所の所在する市区町村が本申立書に記載された事項を求めた場合、袖ヶ浦市が提供することに同意します。

本人氏名 \_\_\_\_\_

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



## 地域密着型サービスの区域外指定について

- ・利用希望サービス等の欄には、ケアマネジャーによる該当サービスの利用の考え方と、担当ケアマネジャーの事業所及び氏名等を記載していただきます。
- ・ケアマネジャーによる該当サービス利用の考え方は、その利用者に対するケアプランの基本的な考え方を具体的に記載してください。



# 介護人材確保育成支援補助金について

令和7年度から

初任者研修の受講費用やCM・主任CM資格取得費用の助成を行う  
袖ヶ浦市介護人材確保育成支援補助金を拡充を行っています。

- ・ 介護支援専門員更新研修
- ・ 主任介護支援専門員更新研修
- ・ 再研修

が新たに追加されています！

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 介護人材確保育成支援補助金について

| 【～令和6年度】       |   | 【令和7年度～】               |
|----------------|---|------------------------|
| ・初任者研修         |   | ・初任者研修                 |
| ・介護支援専門員資格取得   |   | ・介護支援専門員資格取得           |
| ・主任介護支援専門員資格取得 | ➡ | ・ <b>介護支援専門員更新研修</b>   |
|                |   | ・主任介護支援専門員資格取得         |
|                |   | ・ <b>主任介護支援専門員更新研修</b> |
|                |   | ・ <b>再研修</b>           |

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 介護人材確保育成支援補助金について

## 【注意点】

前述の各補助金については、**研修等終了後3カ月間の市内介護事業所での就業が必要**となります。

法人等が作成した就業証明書を添付資料としていただいております。

再度記入いただくなどの2度手間にならないよう、申請予定がある場合は要件の再確認をお願いいたします。



# カスハラ無料法律相談窓口について

千葉県では、介護人材を安定的に確保し、介護職員が安心して働き続けられる環境を整備するため、県内の介護事業所・介護施設をマネジメントする立場にある方を対象として、介護サービスの利用者やその家族等からのカスタマーハラスメントへの対応に関する法律相談の窓口を設置しています。

対象の案件等で悩まれている場合は、下記より詳細をご確認ください。

千葉県HP

「<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/cusharahouritusouda.html>」

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 各書類の提出締切について

特定事業所集中減算の該当がある場合 **3月13日まで**に提出

令和8年4月分の変更届 **4月10日まで**に提出

令和8年4月分の体制届 **4月15日まで**に提出

4月は体制等の変更が多いため、  
ご確認ください！



みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



# 窓口受付時間の変更について

令和8年6月1日(月曜日)から窓口受付時間が変わります。

業務改善等を検討する時間を計画的に確保し限られた時間を効率的かつ有効に活用することで、行政サービスの向上を図るとともに、職員が働きやすい環境づくりを進めることを目的に、令和8年6月1日(月曜日)から窓口受付時間を変更します。

受付時間:【変更後】9時00分から16時30分まで(現在:8時30分から17時15分まで)

※ 電話受付の時間はこれまでと変更ありません。

対象

・市役所本庁(全部署)

- ・クリーンセンター(廃棄物対策課)
- ・終末処理場(下水道課)
- ・農業センター
- ・消防本部(※消防署は含みません)
- ・交流センター(市民会館・各公民館、平川・長浦行政センター)
- ・図書館(全3施設)
- ・郷土博物館

※保育所、消防署など上記以外は変更ありません。

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦



ご清聴  
ありがとうございました



みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦

